

地域内交通の 「障がい者割引」について

【対象者及び運賃】

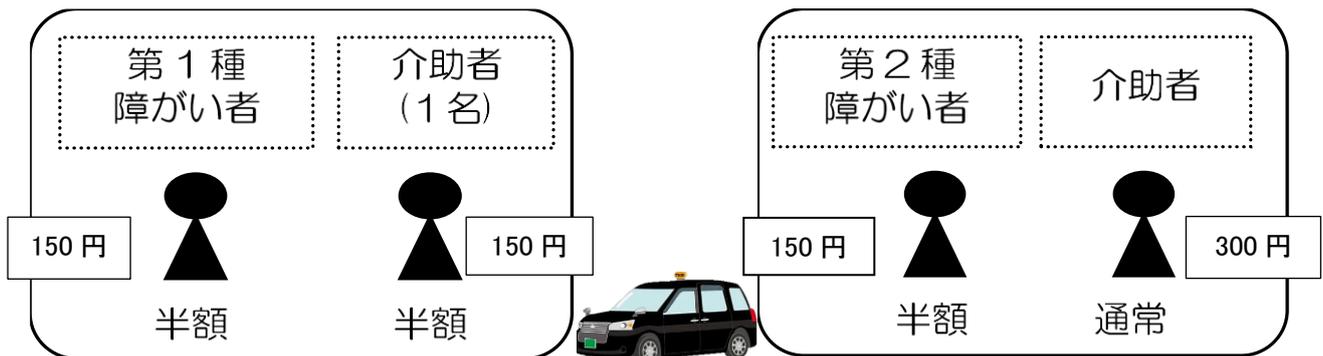
■障がい者（※1）及びその介助者1名（※2）の運賃が半額になります。

※1：障がい者の範囲は「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」、「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

※2：介助者は、第1種障がい者の介助者のみ半額(150円)です。(下図参照)

- 「障がい者手帳」・・・第1種、第2種の別は手帳に記載
- 「療育手帳」・・・障がい程度が「A」の方が第1種、「B」の方が第2種
- 「精神障がい者福祉手帳」・・・等級に関わらず第2種
- 「指定難病特定医療費受給者証」・・・第2種

(例) 介助者同伴の場合の障がい者割引運賃



【障がい者割引を受けるためには？】

→「わくわくとみや号」をご利用の際、運賃支払いの前に「障がい者手帳」等をドライバーにご提示ください。

【その他注意事項】

- ・ドライバーは乗降介助をすることはできませんので、ご了承ください。